

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

1 初診料関係

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		平成25年	平成26年	平成27年	
夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	42,395	43,074	43,669	
時間外対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある ・時間外対応の体制に応じて1～3に区分 	1	9,405	9,916	9,999
		2	15,527	15,730	15,729
		3	129	152	178
明細書発行体制等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている ・明細書を患者に無償で交付している 等 	87,072	94,549	104,002	
地域包括診療加算	・診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている	-	6,536	4,701	

2 入院料等関係
 (1) 入院基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	5,221 14,596 677,493	5,136 14,846 666,759	5,072 14,219 647,288
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分	3,197 4,553 208,358	3,259 4,652 213,501	3,537 4,950 221,698
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から20対1に区分	195 204 5,266	202 197 4,959	183 184 4,539
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分	1,263 3,106 165,852	1,254 2,908 162,332	1,249 2,988 160,967
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	86 1,384 60,972	86 1,394 61,007	84 1,348 58,843
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分	9 9 119	11 11 177	9 9 156
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	72 75 3,224	72 76 3,050	70 72 2,928
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分	23 170 7,545	22 169 7,458	22 166 7,389
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分	819 1,398 63,571	853 1,393 65,853	866 1,409 66,970
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1～6に区分	(診療所) 6,607 (病床数) 86,600	(診療所) 6,157 (病床数) 81,490	(診療所) 5,878 (病床数) 78,214
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの ・患者の医療区分等に応じて区分	(診療所) 963 (病床数) 9,001	(診療所) 817 (病床数) 7,512	(診療所) 751 (病床数) 6,850

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		平成25年	平成26年	平成27年	
総合入院体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・急性期医療の実績等に応じて1及び2に区分 	257	1 5	1 4	2 304
臨床研修病院入院診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹型、単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等 	1,577	1,564	1,594	
救急医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っている 	4,312	4,319	4,303	
超急性期脳卒中加算	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等 	770	786	798	
妊産婦緊急搬送入院加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等 	1,503	1,509	1,505	
診療録管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等 ・診療記録管理者の配置に応じて1及び2に区分 	3,481	1 1,011	1 1,240	2 2,769
医師事務作業補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等 ・医師事務作業補助者が業務を行う場所等に応じて1及び2に区分 ・医師事務作業補助者の配置基準に応じて15対1～100対1に区分 	2,297	1 987	1 1,109	2 1,419
急性期看護補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・看護補助者の配置基準等に応じて25対1～75対1に区分 	2,551	2,608	2,640	
看護職員夜間配置加算 ※H26.4新設	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療を担う病院 ・看護職員の実質配置が12対1以上 ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 	-	130	405	
特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等 	864	892	909	
看護配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等 	1,179	1,170	1,155	
看護補助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 	2,838	2,746	2,664	
療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等 	2,715	2,825	2,921	

重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等		2,592	2,606	2,594
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分	1	1,886	1,914	1,980
		2	529	529	514
療養病棟療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 ・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分	1	515	480	444
		2	65	61	52
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8メートル以上、食堂・談話室の設置 等		494	467	453
診療所療養病床療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等		160	140	117
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等		205	214	224
有床診療所緩和ケア診療加算	・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置 ・夜間に看護職員を1名以上配置 等		238	265	274
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等		339	355	369
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等		172	161	154
精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等		344	342	329
精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等		1,080	1,097	1,102
精神科リエゾンチーム加算	・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		49	54	71
強度行動障害入院医療管理加算	・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		111	113	115
重度アルコール依存症入院医療管理加算	・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		231	229	236
摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		102	97	94
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等		405	406	412

栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		1,073	1,141	1,194
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等 ・医療安全管理者の専従要件に応じて1及び2に区分	1	3,392	1,720	1,748
		2		1,770	1,793
感染防止対策加算	・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 等 ・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分	1	1,052	1,101	1,174
		2	2,560	2,618	2,647
患者サポート体制充実加算	・患者からの相談に対する窓口専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置 ・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施		3,477	3,478	3,422
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等		654	680	704
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等		2,013	1,999	1,988
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等		690	689	683
新生児特定集中治療室退院調整加算	・医療機関内に退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置		162	191	193
救急搬送患者地域連携紹介加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		2,504	2,470	2,080
救急搬送患者地域連携受入加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		4,884	4,884	4,693
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		156	152	154
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		611	619	615
総合評価加算	・高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 ・高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等		1,699	1,777	1,814
呼吸ケアチーム加算	・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		372	411	437
後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている 等 ・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の割合に応じて1及び2に区分	1	1,034	1,154	1,241
		2	1,229	1,190	1,185

病棟薬剤業務実施加算	・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている ・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間(1病棟1週当たり20時間相当以上)が確保されている 等	1,097	1,189	1,304
データ提出加算	・診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等	1,769	1,796	3,020

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 ・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1～4に区分	376 6,322	384 6,276	383 6,292
特定集中治療室管理料	・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・集中治療を行うにつき必要な医師の常時配置及び看護配置等に応じて1～4に区分	666 5,502	685 5,709	661 5,619
ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 等 ・重症度等を満たしている患者の割合に応じて1及び2に区分	300 2,881	1 1,705 190 1,867	1 365 90 911
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上	109 741	113 762	126 919
小児特定集中治療室管理料	・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・他保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者が直近1年間に20名以上 等	1 12	5 40	5 48
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・医師配置や新生児の受入実績等に応じて1及び2に区分	1 2	155 1,221 61 291	142 1,140 74 397
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	105	115	118
		母体・胎児集中治療室管理料 新生児集中治療室管理料	(病床数) 679 (病床数) 1,377	(病床数) 733 (病床数) 1,458
新生児治療回復室入院医療管理料	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等	161 1,988	168 2,105	185 2,621

一類感染症患者入院医療管理料	・ 常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		25 50	24 47	28 95
特殊疾患入院医療管理料	・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・ 看護要員の実質配置が10対1以上 ・ 病棟における5割以上が看護職員（うち2割以上が看護師） 等		37 544	36 505	38 637
小児入院医療管理料	・ 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・ 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・ 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分	1	58 4,272	62 4,569	63 4,948
		2	182 5,742	184 5,511	159 3,230
		3	106 3,114	102 2,447	111 3,237
		4	380 8,777	389 8,757	369 8,336
		5	133 -	132 -	369 -
回復期リハビリテーション病棟入院料	・ 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・ 看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・ 看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率等に応じて1～3に区分	1	一般 (病床数) 9,351	(病床数) 10,800	(病床数) 12,962
			療養 (病床数) 16,080	(病床数) 18,083	(病床数) 20,582
		2	一般 (病床数) 14,352	(病床数) 14,272	(病床数) 14,434
			療養 (病床数) 21,301	(病床数) 22,165	(病床数) 21,484
		3	一般 (病床数) 2,956	(病床数) 3,165	(病床数) 2,809
			療養 (病床数) 2,838	(病床数) 3,405	(病床数) 3,162
地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料	・ 専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士又は常勤言語聴覚士1名以上及び専任の在宅復帰支援担当者1名以上の配置 ・ 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションの届出をしている ・ 看護職員の実質配置が13対1以上 等 ・ 在宅復帰率等に応じて1及び2に区分	1	-	282 8,231	1,159 21,326
		2	-	23 684	85 1,305
亜急性期入院医療管理料	・ 看護職員の実質配置が13対1以上 ・ いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・ 退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等		1,305 17,302	1,078 14,835	-
特殊疾患病棟入院料	・ 看護要員の实質配置 (5割以上が看護職員) が10対1以上 ・ 看護職員の2割以上が看護師 等 ・ 該当患者の症状等に応じて1及び2に区分	1	115 6,013	113 5,846	113 5,981
		2	81 5,775	88 6,215	90 6,403
緩和ケア病棟入院料	・ 末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・ 看護師の実質配置が7対1以上 等		292 5,795	316 6,303	350 7,030

精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等 在宅復帰率等に応じて1及び2に区分 		1	116 7,526	1	119 6,576
		114 6,967	2	4 333	2	5 385
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 精神科救急医療施設 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 看護配置等に応じて1及び2に区分 		1	295 14,650	305 15,195	327 15,604
			2	20 935	18 882	11 140
精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターを有する病院 当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 看護師の実質配置が10対1以上 等 			9 379	10 382	10 382
児童・思春期精神科入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) 看護師の実質配置が10対1以上 等 			28 996	29 1,049	32 1,102
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 			831 100,015	836 100,314	831 93,876
認知症治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 看護配置等に応じて1及び2に区分 		1	472 32,939	477 33,293	482 33,791
			2	20 1,509	19 1,398	15 1,166
特定一般病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成 看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分 		1	1 41	1 25	2 66
			2	3 130	3 130	3 135

3 短期滞在手術基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
短期滞在手術等基本料	<ul style="list-style-type: none"> 麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて1及び2に区分 	1	92 162	106 190	108 203
		2	85 22	122 41	117 41

4 医学管理等

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	64 2	65 2	64 2
高度難聴指導管理料	・人工内耳植込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	617 2,483	608 2,514	601 2,554
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	261 293	251 295	234 294
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等	1,351 525	1,408 579	1,479 656
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている	2,527 2,055	2,665 2,373	2,769 2,642
がん患者指導管理料	・がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されている ・指導内容・職種等に応じて1～3に区分	897 31	1,095 46 1,007 30 512 4	1,161 46 1,115 32 605 7
外来緩和ケア管理料	・身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する担当の経験を有する看護師及び薬剤師の設置 等	185 0	197 0	213 0
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置 ・移植医療に特化した専門外来の設置 等	141 2	195 2	222 3
糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム(医師、看護師又は保健師、管理栄養士)の設置 ・糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等	1,166 271	1,193 279	1,188 281
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,072 15,076	1,066 14,940	1,052 14,839
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	83 249 84 4	77 250 86 2	78 255 88 2
地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等	122 90	132 91	133 92
院内トリアージ実施料	・専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置 ・院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等	1,005 39	1,053 41	1,075 46

夜間休日救急搬送医学管理料	・休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる保険医療機関 ・第二次救急医療施設として必要な診療機能、専用病床、重症救急患者に対応できる医療従事者を確保 等	2,799 87	2,866 95	2,896 94	
外来リハビリテーション診療料	・理学療法士、作業療法士等を適切に配置 ・患者急変時等に連絡を受け、リハビリテーション担当医師が直ちに診察を行える体制の確保 等	2,239 1,052	2,272 1,112	2,295 1,142	
外来放射線照射診療料	・放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置 ・合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保	379 7	400 8	420 10	
地域包括診療料	・許可病床200床未満の病院又は診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている	-	13 109	12 81	
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	2,378 12,338	2,441 12,886	2,522 13,436	
開放型病院共同指導料	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	(病院数) 909	(病院数) 918	(病院数) 914	
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頭部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	(病院数) 898	(病院数) 899	(病院数) 895	
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	2,444 4,591	2,447 4,984	2,493 5,356	
ハイリスク妊産婦共同管理料（I）	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	262 729	260 742	258 728	
がん治療連携計画策定料	・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している 等	(病院数) 641	(病院数) 669	(病院数) 678	
がん治療連携指導料	・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等	2,789 16,065	2,967 17,283	3,105 18,408	
がん治療連携管理料	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等	(病院数) 388	(病院数) 393	(病院数) 400	
認知症専門診断管理料	・認知症に関する専門の保険医療機関である ・認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 等	204 0	249 0	281 1	
肝炎インターフェロン治療計画料	・肝疾患に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 等	1,365 593	1,359 623	1,346 643	
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分	1	2,481 265	2,519 280	2,559 282
		2	466 13	485 15	499 17
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,483 23	5,425 22	5,372 22	

5 在宅医療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
在宅時医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	1,522 20,328	1,645 20,929	1,716 21,229	
在宅がん医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っている ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	577 11,805	644 12,122	670 12,192	
在宅患者訪問看護・指導料	(緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させるものに限る) ・緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 等	398	469	529	
		19	27	30	
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている	102	111	114	
		84	99	114	
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援診療所 (単独型)	207	213	345
		機能強化型在宅療養支援診療所 (連携型)	3,185	3,468	2,593
		在宅療養支援診療所	10,794	10,981	11,624
在宅療養支援病院	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援病院 (単独型)	148	160	145
		機能強化型在宅療養支援病院 (連携型)	350	401	307
		在宅療養支援病院	377	478	622
在宅療養後方支援病院	・許可病床数が200床以上の病院 ・在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されている	-	215	298	
在宅患者訪問褥瘡管理指導料	・常勤の医師、保健師・助産師・看護師又は准看護師及び常勤の管理栄養士の3名で構成された在宅褥瘡対策チームが設置されている 等	-	75 92	98 93	

6 検査

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
造血器腫瘍遺伝子検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を担当する常勤医師の配置 等	654	728	763
		3	3	3
HPV核酸検出	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,347	1,336	1,348
		3,094	3,237	3,302

検体検査管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1~4に区分 	1	2,701 327	2,646 342	2,597 342
		2	2,166 52	2,219 52	2,249 51
		3	69 0	63 0	52 0
		4	581 1	604 1	612 1
遺伝カウンセリング加算	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている 		84 17	94 21	92 22
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		566 2	585 4	588 4
植込型心電図検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 等 		957 33	1,051 35	1,104 38
胎児心エコー法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 		298 34	309 34	312 36
人工臓臓	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		41 0	44 0	44 0
皮下連続式グルコース測定	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 		480 41	578 47	662 59
長期継続頭蓋内脳波検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	(病院数)	301	(病院数) 308	313
光トポグラフィー（減算対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等 		9 2	18 1	31 3
脳磁図	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等 		26 4	27 4	27 4
神経学的検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等 		1,418 1,135	1,434 1,182	1,434 1,222
補聴器適合検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等 		271 325	274 338	282 346
コンタクトレンズ検査料1	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等 		1,080 5,781	1,038 5,895	1,016 5,997
小児食物アレルギー負荷検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等 		697 384	752 460	801 528
内服・点滴誘発試験	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 		393 5	400 6	393 6

センチネルリンパ節生検	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 	746	併用	419	併用	438
			5	単独	0	単独
				627		635
				5		5

7 画像診断

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分 	1	737	688	678
		2	210	202	205
遠隔画像診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側) ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	1,056	1,040	1,036
		受信側	0	0	0
遠隔画像診断		送信側	233	230	207
		受信側	103	114	121
ポジトロン断層撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		157	104	107
			-	-	-
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影 (PET-CT)	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		181	198	205
			51	43	43
CT撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等 		248	269	282
			57	52	54
MRI撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等 		5,340	5,670	5,923
			2,323	2,822	3,233
冠動脈CT撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 		2,592	2,751	2,871
			527	603	704
外傷全身CT加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 	(病院数)	875	962	996
			8	12	12
心臓MRI撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 	(病院数)	138	142	145
心臓MRI撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 		891	852	877
			6	9	9

8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成25年	平成26年	平成27年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,260	1,284	1,284

9 注射

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分	1	1,493 72	1,525 72	1,530 66
		2	613 350	606 349	598 344
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	(病院数)	(病院数)	(病院数)	
			2,247	2,295	2,320

10 リハビリテーション

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	688 21	832 28	941 33
		(Ⅱ)	77 38	88 38	86 42
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	(Ⅰ)	2,471 70	2,554 73	2,619 77
		(Ⅱ)	1,587 276	1,602 291	1,646 300
		(Ⅲ)	1,512 1,399	1,477 1,437	1,432 1,472
運動器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	(Ⅰ)	4,136 292	4,259 804	4,353 908
		(Ⅱ)	1,165 3,694	1,098 3,368	1,111 3,380
		(Ⅲ)	705 744	667 765	638 794

呼吸器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	3,166	3,322	3,423
		(Ⅱ)	143	152	159
難病患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		702	689	670
			171	171	168
障害児(者)リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		24	18	15
			48	48	48
がん患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		227	226	227
			116	121	130
認知症患者リハビリテーション料 ※H26.4新設	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		580	814	1,297
			2	1	5
集団コミュニケーション療法料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		-	83	108
				0	0
			1,028	979	926
			119	120	125

1.1 精神科専門療法

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
認知療法・認知行動療法	<ul style="list-style-type: none"> ・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 ・精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1及び2に区分 	1	114	139	138
		2	49	64	72
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、作業療法士の配置 ・専用施設の保有 等 	(病院数)	1,348	1,353	1,358
精神科ショート・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	567	574	587
		小規模なもの	176	199	216
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	357	368	375
		小規模なもの	258	298	332
精神科ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 	大規模なもの	687	733	739
		小規模なもの	215	277	288
精神科デイ・ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 		367	406	401
			210	292	310
精神科ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 		116	129	123
			86	113	115
精神科デイ・ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 		328	330	331
			119	138	142

抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	・統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置 ・治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を継続して実施 等	205 6	239 6	267 6
重度認知症患者デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	158 86	168 95	173 99
精神科重症患者早期集中支援管理料	・常勤の精神保健指定医、保健師又は看護師、精神保健福祉士及び作業療法士の配置 ・患者に対して、計画的かつ継続的な医療を提供できる体制の確保 等	-	5 2	9 2
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	1,090 0	1,353 0	1,358 0

1.2 処置

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	349 74	389 84	384 89
		副甲状腺	318 64	355 74	353 78
透析液水質確保加算	・専任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置 ・十分な体制が整備されている 等 ・水質管理の実施、水質検査の実施等に応じて1及び2に区分	1	1,006 776	915 750	816 672
		2	922 1,076	1,149 1,270	1,297 1,395
一酸化窒素吸入療法	・当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されている		248 0	261 0	263 0

1.3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	162 0	164 0	171 0
頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	58 0	61 0	59 0
脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	539 0	558 0	564 0
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	836 0	871 0	894 0
人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	115 0	126 0	126 0

上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、 下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	56 0	54 0	54 0
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	900 0	1,234 0	1,261 6
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7 0	9 0	9 0
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	10 0	8 0	9 0
経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	396 0	398 0	411 0
経皮的中隔心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	374 0	394 0	405 0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2,585 263	2,633 261	2,507 256
両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	340 0	373 0	392 0
植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術(レーザーシースを用いるもの)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	399 0	405 0	412 0
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	390 0	399 0	409 0
大動脈バルーンポンピング法(IABP法)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,595 48	1,596 49	1,591 47
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	143 0	149 0	151 0
植込型補助人工心臓(拍動流型・非拍動流型)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	39 0	47 0	56 0
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	9 0	9 0	9 0
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3 0	3 0	3 0
経皮的な大動脈遮断術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	393 0	413 0	428 0
ダメージコントロール手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	439 0	452 0	468 0
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	434 0	439 0	433 0
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	386 0	451 0	477 0

生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		70	71	72
			0	0	0
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		22	25	25
			0	0	0
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		16	16	16
			0	0	0
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		734	806	863
			0	0	0
腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		74	79	70
			0	0	0
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		894	879	861
			0	0	3
腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		78	236	217
			0	0	0
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		134	134	134
			0	0	0
生体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		167	171	175
			0	0	0
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		414	427	438
			0	0	14
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		11	8	8
			0	0	0
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		126	161	187
			0	0	0
腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		97	102	103
			0	0	0
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等		4,255	4,205	4,220
			1,635	1,732	1,858
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血剤の適正使用 等 ・医師及び従事者の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	542	556	560
		(Ⅱ)	2	2	2
			1,539	1,685	1,735
			16	19	19
内視鏡手術用支援機器加算	・当該療養を行うにつき必要な医師及び臨床工学士の配置 ・前立腺悪性腫瘍手術に係る手術を年間合計20例以上実施 等		104	150	170
			0	0	0

1.4 麻酔

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
麻酔管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(I)及び(II)に区分 	(I)	2,346 500	2,355 508	2,354 509
		(II)	399 0	397 0	401 0

1.5 放射線治療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
放射線治療専任加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	492 12	505 16	511 16
外来放射線治療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等 	482 12	501 16	509 16
高エネルギー放射線治療	<ul style="list-style-type: none"> ・年間合計100例以上実施 等 	649 10	659 11	666 14
強度変調放射線治療 (IMRT)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	171 8	197 11	221 11
画像誘導放射線治療 (IGRT)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	288 10	332 14	373 14
直線加速器による放射線治療 (定位放射線治療)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	352 12	382 16	400 16

1.6 病理

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成25年	平成26年	平成27年	
保険医療機関間の連携による病理診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	98 2	112 2	129 3
		受信側	73 0	72 0	75 0
テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	81 0	88 0	91 0
		受信側	42 -	49 -	49 0

テレパソロジーによる術中迅速細胞診	(送信側) ・ 離島等に所在する保険医療機関等 ・ 細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等	送信側	41 0	53 0	57 0
	(受信側) ・ 病理診断を担当する常勤医師の配置 ・ 病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	41 -	35 -	34 0
病理診断管理加算	・ 病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・ 病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備 ・ 当該療養を行うにつき十分な設備及び機器 ・ 医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分	1	(病院数) 482	(病院数) 478	(病院数) 462
		2	(病院数) 217	(病院数) 239	(病院数) 242

1.7 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成25年	平成26年	平成27年
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・ 常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・ 当該歯科医療にかかる紹介率 等	418	427	431
歯科外来診療環境体制加算	・ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・ 歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	7,937	9,044	10,944
歯科診療特別対応連携加算	・ 著しく歯科治療が困難な患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・ 医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	600	652	659
臨床研修病院入院診療加算	・ 単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・ 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・ 臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	186	235	274
地域歯科診療支援病院入院加算	・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っている ・ 地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されている	183	191	192
医療機器安全管理料	・ 生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・ 放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	154	165	173
歯科治療総合医療管理料	・ 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている ・ 歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,983	11,134	11,208
在宅療養支援歯科診療所	・ 後期高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・ 当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	5,529	6,054	6,443
在宅患者歯科治療総合医療管理料	・ 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている 等	2,277	2,462	2,597
地域医療連携体制加算	・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・ 緊急時の連携体制の確保 等	7,961	7,844	7,689
在宅かかりつけ歯科診療所加算 ※H26.4新設	・ 歯科診療所において、歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち8割以上が歯科訪問診療1を算定している	-	1,082	1,275

歯科画像診断管理加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置	1	34	32	31
	・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分	2	22	23	25
う蝕歯無痛的高洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		2,522	2,840	3,083
CAD/CAM冠 ※H26.4新設	・歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置 ・保険医療機関内に歯科技工士を配置 等		-	19,793	34,339
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		1,379	1,687	1,899
歯科技工加算	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等		7,255	7,225	7,132
歯科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等		259	389	482
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置		6,484	6,722	6,900
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置 ・当該療養を行うにつき十分な体制 等		219	238	253
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている		69,635	69,877	69,966
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している ・十分な専用施設 等		1,473	1,522	1,549
顎口腔機能診断料	・障害者総合支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等		896	921	931

18 調剤

名称	施設基準の概要	届出薬局数					
		平成25年		平成26年		平成27年	
基準調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている 患者の求めに応じて投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供している 開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されている 等 医薬品備蓄数、処方せん受付回数等に応じて1及び2に区分 	1	22,517	26,285	26,755		
		2	7,692	3,406	4,372		
後発医薬品調剤体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合に応じて1及び2に区分 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等 	1	11,115	1	15,418	1	15,460
		2	8,713	2	12,471	2	18,825
		3	16,925		-		-
保険薬局の無菌製剤処理加算	<ul style="list-style-type: none"> 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等 		547	839	1,138		
在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている		44,045	46,095	47,262		
在宅患者調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている 在宅業務に対応できる体制が整備されている 等 		4,870	6,582	8,146		

19 その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成25年	平成26年	平成27年
入院時食事療養（I）	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士又は栄養士により行われている 「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等 	8,246 1,579	8,234 1,566	8,219 1,525